

令和 8 年度 まちの底力応援補助金 募集要項



那珂川市 総務課

※この募集要項や必要な様式等は、市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.nakagawa.lg.jp>

※今回の募集要項は、令和 8 年度当初予算成立後、速やかに提案事業の受付が行なえるよう、予算成立前に募集に係る準備を進めるためのものです。
したがって、市議会における令和 8 年度当初予算の成立が前提であり、助成の内容等に変更があり得ることをあらかじめご了承ください。

【 目 次 】

I まちの底力応援補助金とは	1
II 制度の概要.....	2
III 募集から決定まで	6
《事業スケジュール》	9

I まちの底力応援補助金とは

1 背景と展望

これまで、まちづくりは行政主導によって進められてきました。しかし、少子高齢化の急速な進行や都市化の進展を要因とした複雑・多様化する住民ニーズや、行政の守備範囲の拡大により、従来の進め方ではまちづくりは立ち行かない状況となってきました。

このような状況の中、これからは住民と市がそれぞれの長所を活かし、対等の立場で協力しあう、協働によるまちづくりの展開が重要になっていきます。協働によるまちづくりを展開するにあたっては、地域活動の担い手の発掘・育成、住民主体の活動の支援など、地域への関心を高め、地域の実情やニーズにあったまちづくりを推進する必要があります。

「まちの底力応援補助金」は、こうした背景の中、住民の皆さんによるまちづくりに対する思いや提案を実現するために「住民が主体となったまちづくり」の事業に対し、協働の観点から補助金によりその一部をサポートする制度です。

「これからまちづくりをはじめたい、でも資金が…」そんな時、まちづくりに踏み出そうとする「はじめの一步」を手助けするための補助金であり、補助金の額・交付回数は限られますが、自己資金を十分に確保できない団体でも参画できるものとなっています。皆さんの自由な発想による、魅力あるまちづくり事業の提案をお待ちしています。

2 財源

「まちの底力応援補助金」は、皆さんからご購入いただいた「まちづくり支援自動販売機」の売上金(市収入分)を財源に実施する事業です。



《設置場所》

市役所本庁舎・市役所第2別館・都市整備部庁舎・市民体育館(4台)・中央公民館(2台)・北地区公民館・東地区公民館・梶原運動広場・西畑運動公園・安德公園・岩戸公園・安德南公園・裂田溝公園(2台)・中原公園・野入公園・カワセミ公園・ふれあい子ども館・今光公民館・中原公民館・(株)愛しと一と(3台)・JR博多南駅前ビル(2台)・五ヶ山クロス RIVER PARK・五ヶ山クロスBASE(2台)・エコピア・なかがわ・華石苑
以上 34 台

【令和8年3月現在】

II 制度の概要

1 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業は、地域の活性化や課題解決を目的とした市民が受益者となり得る公益的な事業(困っている人が助かる、地域の困りごとが解決に近づく等)で、申請しようとする事業に対して、那珂川市から直接、他の補助金等の交付を受けていないものです。

2 補助対象とならない事業

- ①事業効果が特定の個人又は団体に帰属するもの
- ②対象団体の運営を目的とするもの。(住民が主体となって行う、地域が抱える課題等の解決を目的とする非営利な取り組みを除く。)
- ③政治活動、宗教活動及び営利を目的とするもの
- ④文化、芸術、スポーツ等に係る団体の交流、活動発表又はこれに類する内容を目的とするもの
- ⑤物品販売を主たる目的とするもの
- ⑥那珂川市公共施設クリーンパートナー制度実施要綱の規定により那珂川市クリーンパートナー合意書を取り交わした団体
- ⑦那珂川市都市公園条例に基づく公園の美化及び清掃に係る活動
- ⑧その他市長が補助することが適当でない事業と認めるもの

(例) 特定の自治会に関する事業(自治会の祭り、サロン、クラブ活動など)
スポーツクラブや文化・芸術団体の会員同士の交流に関する事業(交流会など)

3 応募団体の要件

補助金の交付対象となるのは、次の要件を満たす「団体」です。

- ①市内に活動拠点を有した団体であること
- ②5人以上で組織する団体であること
- ③団体構成員の過半数が、市民(市内に勤務、通学する人を含む)であること

4 補助対象経費

補助対象となる経費は、補助事業の目的を達成するために直接必要な経費です。

科目	補助対象となるもの	補助対象とならないもの
人件費		・対象団体構成員等(イベントスタッフ(ボランティア含む))に対する人件費等 ・対象団体の恒常的な運営維持経費
報償費	・外部講師への謝礼(過度な謝礼金 額とならないこと)	・対象団体構成員等に対する謝礼
旅費	・講師の交通費や宿泊費(市の旅費 条例に準じる)	・対象団体構成員等に対する旅費
消耗品費	・用紙、文房具、事務用品等の購入費 (1万円未満のもの) ・作業用手袋やゴミ袋等	・本来個人で購入すべき物品 (作業服、靴等) ・団体統一のジャンパー等 ・物品販売に係る経費
食糧費	・イベント等1回につき、1人120円 以内の清涼飲料水購入	・会議茶菓子代、弁当代等 ^{※1}
印刷製本費	・チラシ、ポスター等の作成費等 ・コピー、印刷機の使用料	
光熱水費	・作業等に必要機材、車両等の燃料 費(定例的な移動に関するものを除 く)	・団体事務所の光熱水費
通信費	・郵送料、宅配便等	・電話料、インターネット使用料
保険料	※原則として市民活動保険で対応 特に危険な作業を伴う事業は事前に 市に相談	・建物等に係る火災保険、地震保険、 自動車保険等
手数料	・振込手数料	
委託料	・看板作成料、会場設営料	・事業を全て委託する場合の委託料
使用料及び 賃借料	・会場や会議の使用料(冷暖房費を含 む)、車や機械の借上料、駐車料 ・ステージやテント等の借上げ料	・対象団体又はその構成員が所有する 施設等の使用料及び賃借料 ・家賃(敷金、礼金等を含む)
原材料費	・塗装や木材等の原材料	
備品購入費 (単価が税 込み1万円 以上の物 品)	・事業の実施に直接必要な機材や備 品 ※保管場所及び管理者を決めること ※ 購入前に市に相談 ※補助額は対象経費の1/2	・OA機器全般(パソコン、プリンター、 カメラ等) ・事業の実施に直接必要でないもの

科目	補助対象となるもの	補助対象とならないもの
記念品等		・金品や記念品等の購入費
交際費		・慶弔費、接待費、土産代等
不明瞭な経費		・団体名での領収書の受領が困難である等、不明瞭な経費
その他	・市長が適当と認める経費	・市長が適当でないと認める経費

※1 イベント等におけるスタッフ・参加者で、食事時間をまたいで活動する必要性がある場合に限り、お弁当を1人1回あたり500円まで補助します。持ち帰り分は補助対象外とします。

○公園の美化及び清掃に係る補助対象事業の補助対象経費は別に定めます。(下記参照)
 なお、那珂川市クリーンパートナー合意書を取り交わした団体が行う事業、那珂川市都市公園条例に基づく公園の美化及び清掃に係る活動は、対象となりません。

補助対象経費

【例】「公園の美化及び清掃」に係る補助対象事業

- 1)花等の種苗の購入費
- 2)肥料・消毒薬等の購入費
- 3)簡易な園芸用品等の購入費
- 4)ゴミ袋、軍手等の清掃活動に必要な消耗品購入費
- 5)参加者用の清涼飲料水購入費(ただし、1人1回につき120円以内)
- 6)刈払機等機器の使用料及び借上料
- 7)刈払機等機器の燃料費及び替刃等の購入費
- 8)その他市長が適当と認める経費

5 補助回数と補助金交付額

補助金交付は同一の対象団体による同一の事業に対し、7回を限度とし、実施する事業における補助対象経費を対象に、補助金交付の回数に応じ、下記に掲げる額を上限に予算の範囲内で交付します。令和8年度の予算額は90万円です。

補助金交付回数	補助金の額 (上限)	自己資金割合
第1回目、第2回目	10万円	0%
第3回目、第4回目	7万円	10%
第5回目、第6回目、第7回目	5万円	20%

※令和3年度より、補助終了後も継続して事業を行っていただけるよう、**総事業費に対する自己資金の割合を設定**しております。

※公園の美化及び清掃活動に対する補助金は、交付回数に関わらず、5万円を上限とします。

※**7回続けての補助金交付を保証するものではありません。**毎年申請を行い、補助事業の採択を受ける必要があります。

※事業実施後には、提出した申請書の内容をもとに、団体内部で必ず振り返りを行ってください。**翌年度も同一の事業で申請する場合は、前年度の反省点等を反映させた事業内容で申請してください。**

※同一の団体とは、団体名や事業内容が同じであるだけでなく、**異なる団体名であっても事業内容及び構成員の過半数が同じ団体も**同一団体とみなします。

Ⅲ 募集から決定まで

1 募集要件

今回募集する事業は、応募団体の要件に合致する団体が行う補助対象事業で、令和 8 年 4 月1日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に実施される事業とします。

2 募集受付

令和 8 年 4 月 1 日(水)～令和 8 年 4 月 16 日(木)17 時まで【期限厳守】

3 説明会

まちの底力応援補助金に応募したいと考えている団体等に対して、前年度の活動報告会を含め、次のとおり説明会を開催します。

と き:令和 8 年 4 月 6 日(月)10 時～11 時 30 分

ところ:福祉センター3 階会議室

4 申請書作成における相談

申請書の書き方などは、ボランティア支援センターくるりんポでも相談可能です。くるりんポでの相談を希望される方は、下記の連絡先までご連絡ください。

と き: 4 月 11 日(土)、13 日(月)～15(水)

※いずれも9時～16時

ところ:那珂川市ボランティア支援センターくるりんポ

でんわ:092-952-7654

5 提出書類

①まちの底力応援補助金事業認定及び交付申請書(様式第 1 号)

②事業計画書(様式第 2 号)

③補助金交付申請額明細書(様式第 3 号)

④団体概要書(様式第 4 号)

⑤その他添付書類(総会資料又は、**団体規約、構成員名簿**、前年度の会計報告、活動内容等の情報が分かる書類) ※構成員名簿は必須です。(市民の割合を確認するため)

※①～④の申請書は、那珂川市役所 2 階総務課窓口で受け取るか、那珂川市ホームページからダウンロードできます。

※⑤の様式は問いません。

※①～④については可能な限り、**データでの提出も併せて**お願いいたします。

データ送付先:soumu@city-nakagawa.fukuoka.jp

那珂川市ホームページ <https://www.city.nakagawa.lg.jp>

6 受付窓口(提出先)

総務課 協働のまち推進担当(市役所 2 階 3 番窓口)

※提出時に提案いただく事業について説明(新規事業は事業の詳細、過去採択の事業は前回と変わっている部分等)していただきますので、内容が分かる人が持参してください。
※期日に余裕を持って申請してください。書類不備の場合は受理できません。

7 審査

①書類審査(事前審査)

書類に不備はないか、記載事項に誤りはないか、資格要件等を満たしているか否かを審査します。

②内容審査(本審査)

事前審査を通過した提案事業に対し、内容審査を行います。

※本審査の前に事業内容等の詳細をヒアリングさせていただきますので、ご承知おきください。

8 審査の基準

次の項目により内容審査を行います。

項目	審査の視点
事業の公益性	市民が受益者となり得る公益的な事業か？ (困っている人が助かる、地域の困りごとが解決に近づく)
まちづくり貢献度	事業の主たる効果が市内で発生し、地域への波及効果や市の活性化等につながる事業であるか？
継続性・発展性	地域等における継続性や発展性が見込める事業であるか？
実現性	事業の計画性と実現性が認められる事業か？
自立性	自己努力による資金確保、事業の目的・意識を他者に説明できる、などの自立意識が認められるか？
事業経費の妥当性	事業経費の用途や積算に、整合性・妥当性等が認められるか？
団体の適正等	事業規模(計画)に見合った組織体制(能力)となっているか？

この項目・審査の視点により提案事業の評価を行う予定ですが、変更になることもあります。

9 採択・不採択の決定

審査結果により、予算の範囲内で補助事業及び補助金交付額が決定します。応募団体に対してはその結果を通知書にて通知します。なお、採択された事業は広報紙等で公表します。

10 補助金交付の手続き等

採択された団体への決定通知で、手続き等について案内します。

11 実績報告

事業完了後は、1 ヶ月以内の実績報告をしていただきます。実績報告は、交付要綱に基づく実績報告書によるもののほか、その成果について別途報告をしていただくことにしています。事業の実施にあたり、活動の記録を必ず残すようにしてください。(写真、チラシ、領収書等)また、市が報告会を開催する場合は、関係者に出席していただきます。

《事業のスケジュール》(予定)

募集期間 申請はお早めに！	【令和 8 年 4 月 1 日(火)～令和 8 年 4 月 16 日(木)17 時まで】 ○募集告知、募集要項・申請用紙の配布 総務課窓口・市ホームページ
交付説明会 (及び報告会)	【令和 8 年 4 月 6 日(月)10:00～】 福祉センター3 階会議室 ○令和 7 年度活動報告会 ○令和 8 年度補助金交付説明会
審査	【令和 8 年 5 月中旬～下旬】 ○事前審査(総務課による書類・ヒアリング審査) ○本審査(審査会による内容審査)
採択・不採択決定通知	【令和 8 年 6 月上旬】 ○採択(不採択)決定を通知書にて通知します
補助金交付請求 補助団体対象面接	【令和 8 年 6 月中旬】 ○補助団体は補助金交付請求書を提出してください ○補助団体を対象に面接を行います
補助金交付	【令和 8 年 7 月以降】
補助事業の実施	【決定日(令和 8 年 4 月 1 日以降)～令和 9 年 3 月 31 日】 ○事業計画書に沿って事業を実施 ○写真、チラシ、領収書等、活動の記録を必ず残してください ○必要があればサポート窓口にご相談
事業終了	○事業終了後速やかに実績報告書を提出 ○補助金の使途に問題があった場合等は、交付済みの補助金の全部または一部を返還していただきます
成果報告	【令和 9 年 4 月頃】 ○活動報告会の実施 ○補助団体は必ず出席となります

申請する前に考えること

- 皆さんからの提案と行政施策としてのニーズが合致した事業を採択します。まちの底力応援補助金の主旨をご理解の上、審査基準等を参考に申請する事業をご検討ください。
- 実績報告の内容次第では、補助金の返還等が生じることもありますので、十分に制度の内容をご理解の上、ご活用ください。
- 活動のための補助金・助成金は、これに限られたものではありません。各団体のニーズに合致する補助金・助成金をご活用ください。
- 各種情報収集、活動のご相談等は、那珂川市ボランティア支援センターをご活用ください。

笑顔で暮らせる自然都市なかがわへ
みんなが主役のまちづくり

問い合わせ・申し込み

那珂川市 総務部 総務課 協働のまち推進担当

TEL 092-953-2211(代表)内線222

FAX 092-953-0688

H P <https://www.city.nakagawa.lg.jp>